

就学奨励費 よくある質問

令和 6 年 1 0 月現在の内容です。取り扱い等については今後変更となる可能性があります。

鳥取養護学校

交通費

Q1	送迎に使用する車が変わりました。どうしたらよいですか？
A1	交通費所要額調書の再提出が必要です。 新たにご記入いただき、車検証の写しを添付の上ご提出ください。 住所や経路、交通手段等が変更となった場合も再提出が必要です。
Q2	兄弟姉妹が同じ学校に通っていますが、どうしたらよいですか？
A2	その旨をお知らせください。一緒に送迎された場合は交通費を調整します。 また、他の特別支援学校に通われている場合も調整が必要なことがありますので お知らせください。 交通費所要額調書は人数分提出が必要となります。
Q3	自家用車の場合、金額はどのように算定されるのですか？
A3	毎年自動車の排気量毎に単価が定められており、単価×距離で1回あたりの交通費を算定し ています。年によって単価が変わる場合もあります。 毎月の交通費は1回あたりの金額×登下校日数となります。
Q4	登下校途中に病院等に立ち寄った場合、支給対象外となるのは何故ですか？
A4	交通費は通学を支給対象としており、立ち寄りがあった場合は通学とみなされないためで す。予めご了承ください。 なお、一旦登下校されてから病院等に行かれる場合は支給額への影響はありません。
Q5	交通費のみ支給を辞退したいのですが可能ですか？
A5	特定の費目を辞退することは可能ですので、お知らせください。 辞退届にご記入をお願いします。

学用品・新入学学用品

Q 6	前年度に購入した物品も支給対象となりますか？
A 6	新入生（新１年生）の場合のみ対象となります。レシートや領収書をお持ちください。

Q 7	なぜ対象物品と対象外物品と一緒に購入してはいけないのですか？
A 7	補助対象経費が不明確となる恐れがあるためです。 誤支給を防止するためにもご協力をお願いします。 また、対象外物品と一緒に購入された際に割引やポイントを使用され、補助対象経費が不明確な場合は支給対象外とさせていただきます。

Q 8	対象物品をまとめて購入しても良いですか？一つずつ会計する必要がありますか？
A 8	対象物品はまとめて購入していただいても構いません。

Q 9	購入する物品を家庭でも使用しようと思っていますが、支給対象となりますか？
A 9	学校で使用する物品のみが支給対象となります。学校用としてご購入ください。 詳しくは支給対象事例一覧をご確認ください。

Q 1 0	残額がいくら残っているか知りたいのですが。
A 1 0	事務室にお知らせください。残額を計算してお知らせします。 なお、毎年１月頃（最終支給回の前）に全ての方に残額をお知らせしています。

Q 1 1	これから購入する物品が支給対象となるか知りたいのですが。
A 1 1	支給対象事例一覧をご確認ください。 記載のない物品については、購入前に事務室にお問い合わせください。

Q 1 2	通学用としての普段着の服、下着や靴下類は対象となりますか？
A 1 2	対象外となります（制服に準ずる服・体育・体力作り用のＴシャツやジャージのみ対象）

その他

Q 1 3	兄弟姉妹が同じ学校に通っていますが、収入額・需要額調書に添付する所得課税・証明書は本人分と兄弟分の2組必要ですか？
A 1 3	1組の添付で結構です。なお、原本をご準備ください。

Q 1 4	兄弟姉妹の分も所得課税・証明書の取得が必要ですか？
A 1 4	提出する前年の12月末日現在で、生計を同一にされている家族全員の証明書が必要となります（同居の有無は関係ありません） 昨年度は同居していた家族が今年度から進学等で別居している場合、証明書の取得に時間がかかる場合があります。余裕を持ってお手続きください。 また、取得方法や取得に要する時間、手数料等の疑問点については各市町村役場の担当課にお尋ねください。

Q 1 5	前年度の交通費の支給額や兄弟姉妹の特別支援の有無を聞かれるのは何故ですか？
A 1 5	支弁区分の判定に必要なためです。 昨年度他校に在籍されており、交通費の支給を受けておられる場合は回答にご協力ください。 当校に在籍されていた場合は、交通費に関する回答は不要です。 なお、兄弟姉妹が在籍される学校から当校に通われている御本人分の交通費に関して照会があった場合は、保護者の方のご了解を得た上で回答します。

Q 1 6	振込先を変更したいのですが。
A 1 6	債権者登録の変更手続きが必要ですので、お知らせください。 県に複数の口座を登録されていて、希望の振込口座がある場合もお知らせください。 お知らせがない場合、一番最初に登録された口座への振り込みとなります。